

地方分権論 B (地域公共経営論)

2017 年度秋学期

第 9 回 (資料)

2017. 12. 8 (金)

第 4 限 (14:45~16:15)

於 3 号館 608 号室

片木 淳

katagi◎waseda.jp (◎は@)

次回までに、(討論資料)

東京新聞記事「住宅地は金土日のみ 新宿区が初、民泊営業条例案」(2017 年 11 月 16 日)
(最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

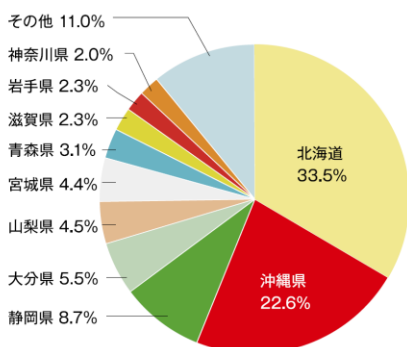
1 辺野古新基地建設問題

1.1 沖縄の米軍基地の現状

沖縄には、平成25年3月末現在、県下41市町村のうち21市町村にわたって33施設、23,176.1haの米軍基地が所在しており、県土面積227,672ha(平成25年10月1日現在、国土地理院の資料)の10.2%を占めています。

在沖米軍基地面積は、全国に所在する米軍基地面積の22.6%に相当し、北海道に次いで大きな割合を占めていますが、米軍が常時使用出来る専用施設に限ってみると、全国の73.8%が本県に集中しており、他都道府県に比べ過重な基地負担となっています。

●米軍基地面積の割合 (自衛隊との共用施設を含む)

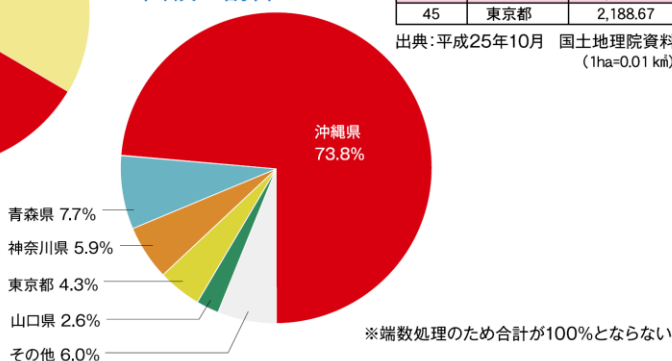


●米軍基地が所在する 主な都道府県の面積

順位	都道府県	面積 (km ²)
1	北海道	83,457.48
2	岩手県	15,278.89
8	青森県	9,644.74
13	静岡県	7,780.60
16	宮城県	7,285.80
22	大分県	6,339.82
23	山口県	6,114.14
32	山梨県	4,465.37
38	滋賀県	4,017.36
43	神奈川県	2,416.05
44	沖縄県	2,276.72
45	東京都	2,188.67

出典：平成25年10月 国土地理院資料
(1ha=0.01 km²)

●米軍専用施設 面積の割合



< 沖縄本島の米軍基地 >



【出典：沖縄県 HP「基地 > 普天間問題 > 統計・データ・その他刊行物等 > 普天間飛行場など沖縄の基地負担の軽減に向けた取り組み」「1. 表紙から4ページ」および「4.13ページ～裏表紙」H.29.11.23 閲覧】

1.2 普天間飛行場の概要

- ・所在地／宜野湾市：字宜野湾、字野嵩、字喜友名、字新城、字伊佐、字大山、字真志喜、字大謝名、字佐真下、字神山、字赤道、字中原、字上原、字愛知、字長田
- ・面積／480.6ha(平成26年3月時点)
- ・地主数／3,818人(平成25年3月末 現在)
- ・主要建物及び工作物
 - 建物／大隊指令部、教会、消防舎、将校宿舎等、ボウリング場ほか
 - 工作物／滑走路(2,800m×46m)、ヘリパッド、駐機場、洗機場ほか
- ・使用部隊名／普天間飛行場司令部、第18海兵航空管制群、第36海兵航空群、第17海兵航空支援群
- ・基地従業員数／208人(平成25年3月末 現在)

1.3 普天間飛行場の周辺状況(一部抜粋)

周辺には多くの学校や住宅、病院等が集中しており、住民は日常的な騒音や航空機事故の危険性と隣り合わせの生活を余儀なくされています。また、市街地を分断する形で広大な基地が横たわっており、都市機能、交通体系、土地利用等に大きな影響を与えています。



【出典：沖縄県 HP「基地 > 普天間問題 > 統計・データ・その他刊行物等 > 普天間飛行場など沖縄の基地負担の軽減に向けた取り組み」「2.5～8 ページ」から抜粋。H.29.11.26 閲覧】

1.4 普天間飛行場がもたらす問題

●航空機事故について

普天間飛行場に係わる航空機墜落事故等の発生件数は、復帰以降、平成25年12月末現在で固定翼機17件、ヘリコプター等81件の計98件(県によって確認されたものに限る)となっています。

平成16年8月13日には、沖縄国際大学構内に、CH-53Dヘリコプターが墜落し、乗員3名が負傷する事故が発生しました。同大学の本館建物の一部や周辺の樹木等が炎上又は破損したほか、近隣の住宅等にも部品が屋内を貫通し落下するなど、多大な被害を与え、民間人への被害はなかったものの、一歩間違えば甚大な被害を招きかねない深刻な事態でした。

●普天間飛行場に係わる航空機の主な事故

発生年月日	事 故 の 概 要
平成元年5月	糸満市喜屋武岬沖にCH-46ヘリコプターが墜落。乗員14人行方不明。
平成6年11月	キャンプ・シュワブ内で演習中にUH-1Nヘリコプターが墜落。乗員1人死亡、4人重軽傷。
平成10年7月	キャンプ・ハンセン内でUH-1Nヘリコプターが墜落。乗員4人軽傷。
平成11年4月	北部訓練場沖合にCH-53Eヘリコプターが墜落。乗員4人死亡。
平成16年8月	沖縄国際大学の本館建物にCH-53Dヘリコプターが墜落。乗員3人負傷。   写真：宜野湾市提供

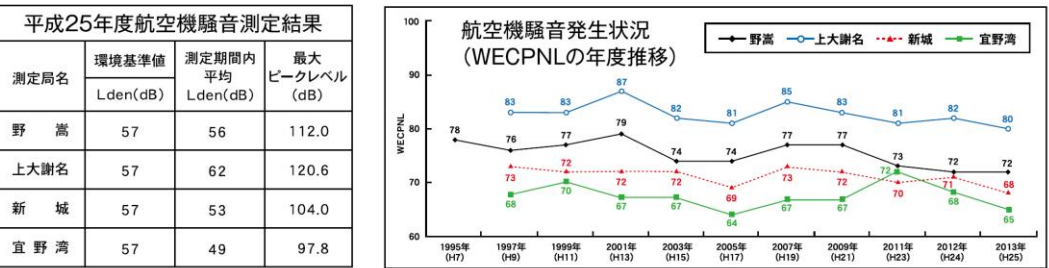
●航空機騒音について

普天間飛行場においては、ヘリコプター等の航空機離着陸訓練や民間地域上空での旋回訓練の実施などによって、周辺住民に深刻な騒音被害を引き起こしています。

平成8年3月28日の日米合同委員会において、普天間飛行場に係る航空機騒音規制措置が合意されましたが、普天間飛行場の周辺地域においては、依然として環境基準を超える騒音が発生しています。

平成25年度の航空機騒音測定結果によると、普天間飛行場周辺13の測定局のうち環境基準を超過した測定局は1局であり、滑走路延長直下に位置する上大謝名局で、大幅に環境基準を超過しました。

また、多くの測定局で最大ピークレベルが100dB(例：電車が通る時のガード下の音)以上を記録しました。なお、航空機騒音規制措置合意後のうるささ指数(WECPNL)はほぼ横ばいで推移しています。



【出典：沖縄県 HP「基地 > 普天間問題 > 統計・データ・その他刊行物等 > 普天間飛行場など沖縄の基地負担の軽減に向けた取り組み」「2.5～8 ページ」から抜粋。H.29.11.26 閲覧】

1.5 辺野古新基地建設問題の経緯

(1) 1995年9月～2014年1月

年 月	動 向
1995年 9月	米兵3人による12歳少女暴行事件が発生。これを契機に米軍基地に反対する運動や普天間飛行場の早期返還を要求する運動が起こる。
1996年 4月	橋本総理とモンテール駐日大使が普天間飛行場の返還に合意。
1996年12月	SACO最終報告で、普天間飛行場の返還が合意。
1997年12月	名護市における米軍ヘリポート基地建設の是非を問う住民投票。反対等が54%。
1997年12月	比嘉名護市長が普天間飛行場受入れと辞意を表明。
1999年12月	岸本名護市長、7つの基本条件を付して普天間飛行場受入れを表明。
2005年10月	日米安全保障協議委員会「日米同盟：未来のための変革と再編(仮訳)」について日米政府は名護市辺野古崎にL字型の普天間飛行場代替施設を設置することで合意。
2006年 4月	島袋名護市長「普天間飛行場代替施設建設に係る基本合意書」に署名。
2006年 5月	日米安全保障協議委員会「在日米軍再編実施の為にロードマップ」について、V字型滑走路の設置で合意。
2009年 8月	国政選挙において、鳩山民主党首が普天間飛行場を「最低でも県外」と発言。
2010年 1月	名護市長選挙で、稲嶺進氏が「辺野古の海にも陸にも新しい基地は造らせない」という公約を掲げ当選。
2010年 2月	県議会、国外・県外移設を求める超党派の意見書案を全会一致で可決。
2010年 4月	普天間飛行場の県外移設等を求める県民大会が開催され、41全市町村長が参加(約9万人)。
2010年 5月	日米両政府、普天間飛行場の移設先を辺野古とする共同声明を発表(2プラス2)。
2010年 9月	名護市議会議員選挙で稲嶺市長を支持する与党が27議席中16議席を獲得。
2010年11月	沖縄県知事選挙、仲井真氏が県外移設を公約に掲げ再選。
2011年 6月	米首都ワシントンで2プラス2が開かれ、日米両政府は名護市の辺野古崎にV字形の1800mの滑走路を建設することで合意。
2011年12月	沖縄防衛局は28日午前4時すぎ、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けた環境影響評価書の一部を4台の車両で県庁の守衛室に運び込んだ。
2012年 2月	稲嶺進市長、訪米要請行動(国防総省、国務省、上下両議員、シンクタンクとの面談、講演会、記者会見)。
2012年 2月	仲井真県知事は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向け沖縄防衛局が作成した環境影響評価書の飛行場設置の事業部分に対する県知事の意見書を沖縄防衛局に提出した。25分野(項目)175件の問題点を指摘。
2012年 3月	仲井真県知事は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向け沖縄防衛局が作成した環境影響評価書の公有水面埋め立て事業部分に対する県知事の意見書を沖縄防衛局に提出した。36項目404件の問題点を指摘。
2012年 9月	MV22オスプレイの県内配備計画の撤回を求める「オスプレイ配備に反対する県民大会」が宜野湾市の宜野湾海浜公園で約10万1千人(主催者発表)が参加して開かれ、オスプレイ配備計画の撤回と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する決議を採択。
2012年10月	米海兵隊は1日午前、MV22オスプレイの米軍普天間飛行場への配備を開始。
2012年12月	沖縄防衛局は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けた環境影響評価(アセスメント)を補正した評価書を県に提出した。
2013年 1月	オスプレイ配備に反対する県民大会実行委員会の代表と県内全41市町村長らは27日、28日、「東京行動」を展開し、オスプレイの配備撤回と米軍普天間飛行場の県内移設断念を求める「建白書」(要請書)を安倍晋三首相に手渡した。
2013年 3月	沖縄防衛局は米軍普天間飛行場の名護市辺野古沖への移設に向けた公有水面埋め立て承認願書を沖縄県に提出。
2013年 8月	県が名護市長に対し、公有水面埋立申請書に関する意見を照会。
2013年11月	県選出の自民党国会議員及び自民党県連が米軍普天間飛行場の辺野古移設容認に主張を転換。
2013年11月	稲嶺市長、県知事に対し、公有水面埋立申請書に関する名護市長意見(反対)を提出。
2013年12月	27日、仲井真県知事が公有水面埋立申請を承認。
2014年 1月	名護市長選挙で、現職の稲嶺進氏が再選。

【出典：名護市 HP「各課情報 > 企画部 > 広報渉外課 > 基地対策係 > パンフレット(米軍基地のこと、辺野古移設のこと)」「6. 米軍基地関連の主な事件・事故、代替施設建設事業を巡る動向」H.27.12.12 採取】

(2) 2014 年 4 月～

年月日	普天間飛行場の移設に係る経緯（2014 年 1 月～2017 年 7 月）
4 月 24 日	安倍首相、来日中のオバマ大統領と会談し、普天間飛行場の名護市辺野古移設について「強い意志を持って早期かつ着実に工事を進めていく」と伝え、移設推進に強い意欲を示した。
8 月 18 日	沖縄防衛局、辺野古の埋立て予定地で海底ボーリング調査を開始。
9 月 7 日	名護市議会議員選挙で、稲嶺市長を支持する与党が 27 議席中 14 議席を獲得。
11 月 16 日	沖縄県知事選挙で辺野古への新基地建設に反対する翁長氏が、現職の仲井真氏に約 10 万票の差をつけて当選。（翁長氏：360,820 票、仲井真氏：261,076 票、下地氏：69,447 票、喜納氏：7,821 票）
12 月 14 日	衆議院議員選挙の沖縄小選挙区の全 4 区において、辺野古移設反対を訴えた非自民候補が移設を容認した自民候補に勝利。
2015 年 1 月 26 日	翁長知事、前知事による埋立承認の経緯について検証する第三者委員会を設置。
3 月 23 日	翁長知事、沖縄防衛局に対しボーリング調査などの作業の停止を指示。
3 月 24 日	沖縄防衛局、翁長知事の作業停止指示を不服として農水相に執行停止申立てと審査請求を提出。
3 月 30 日	農水相、翁長知事の作業停止指示の効力を一時停止する旨の決定書を沖縄県と沖縄防衛局に提出。
5 月 17 日	辺野古新基地建設に反対する県民大会が那覇市のセルラースタジアム那覇で開催され、「米軍普天間基地の閉鎖・撤去、辺野古新基地建設・県内移設を断念するよう強く要求する」決議が採択された。（翁長知事、名護市長はじめ約 3 万 5 千人が参加）
7 月 16 日	第三者委員会、前知事による埋立承認に関し「法的に瑕疵がある」旨の報告書を翁長知事に提出。
8 月 4 日	政府と沖縄県、8 月 10 日から 9 月 9 日までの間を集中協議期間と設定し、断続的に普天間飛行場の移設問題について協議することで合意。 ※ 協議期間中、政府は移設埋立作業を全面的に停止し、沖縄県側は第三者委員会の検証結果報告書を受けての対応を中止するとともに新たな法的、行政的手続きを一切行わないこととした。
9 月 7 日	政府と沖縄県の一か月間の集中協議（計 5 回）が終了。
9 月 12 日	沖縄防衛局、新基地建設予定地での作業を再開。
9 月 14 日	翁長知事、仲井真前知事による埋立承認を取り消す手続きを開始。
10 月 13 日	翁長知事、沖縄防衛局に「埋立承認取消通知書」を発出。
10 月 14 日	沖縄防衛局、「埋立承認取消しは違法」とし、行政不服審査法に基づき承認取消しの無効を求める不服審査請求と、その裁決までの間、承認取消しの効力を止める執行停止申立

	書を国交相に提出。
10月27日	石井国交相、知事の埋立承認取消し処分の効力を一時停止すると発表。
10月29日	沖縄防衛局、本体工事着手と発表。同日、石井国交相は翁長知事に埋立承認取消し処分を是正するよう勧告。
11月2日	沖縄県、埋立承認取消しの効力を一時停止した石井国交相の決定（10月27日）を不服とし「国地方係争処理委員会」に審査の申出書を提出。
11月6日	翁長知事、石井国交相の埋立て承認取消し処分の是正勧告（10月29日）を拒否する文書を石井国交相宛に送付。
11月9日	石井国交相、翁長知事に対し埋立承認取消し処分の是正を指示する文書を発送。
11月12日	翁長知事、石井国交相が出した是正指示（11月9日）を拒否する旨の文書を石井国交相宛に送付。
11月17日	政府、翁長知事による埋立承認取消しは違法とし、知事の代わりに埋立承認取消しを撤回する「代執行訴訟」を福岡高裁那覇支部に提起。
12月24日	国地方係争処理委員会、沖縄県の申し出（11月2日）を却下。
12月25日	沖縄県、翁長知事による埋立承認取消しの効力を国交相が停止した決定（10月27日）は違法だとし、決定の取り消しを求める「抗告訴訟」を那覇地裁に提訴（併せて、判決が出るまでの間、国交省の決定の効力を執行停止するよう申し立て）。
2016年1月24日	宜野湾市長選挙で現職の佐喜真氏が再選（佐喜真氏：27,668票、志村氏：21,811票）。
1月29日	代執行訴訟の第3回口頭弁論が開かれ、翁長知事が出廷。多見谷裁判長は県と国双方に対し「根本的な解決案」と「暫定的な解決案」を示した上で和解を勧告。また、翁長知事への本人尋問を2月15日、稲嶺市長への証人尋問を同29日に行うことを決定。
2月1日	翁長知事、国地方係争処理委員会の判断（12月24日）を不服とし、国交相を相手に執行停止の取り消しを求め福岡高裁那覇支部に提訴。
3月4日	代執行訴訟及び関与取消訴訟について、和解が成立
3月7日	国土交通大臣、是正の指示
3月9日	沖縄県、抗告訴訟を取り下げ
3月14日	国土交通大臣の行った是正の指示に対して、国地方係争処理委員会に審査を申出
3月16日	国土交通大臣新たな是正の指示
3月23日	国土交通大臣の行った新たな是正の指示（付け）に対して、国地方係争処理委員会に審査を申出
6月20日	国地方係争処理委員会が国交相の是正指示に対する適否の判断はせず、国と沖縄県が真摯に協議すべきであるとの結論

6月24日	国地方係争処理委員会の決定を受け、沖縄県が協議を求める文書を首相、官房長官、外相、防衛相へ発出
7月12日	国地方係争処理委員会の決定を受け、沖縄県が法廷闘争によることなく真摯な協議が行われるよう配慮を求める文書を国交相へ発出
9月16日	福岡高裁那覇支部、国の主張を認め、翁長知事が承認取り消しの撤回に応じないのは違法だとする判決
10月3日	不作為の違法確認訴訟について、最高裁判所に上告理由書及び上告受理申立理由書を提出
12月12日	最高裁判所、不作為の違法確認訴訟について上告棄却及び一部上告受理決定
12月20日	最高裁判所、不作為の違法確認訴訟について判決
12月26日	沖縄県、埋め立て承認の取り消し処分を取り消した文書を沖縄防衛局に送付
2017年7月24日	「普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求」について、那覇地方裁判所に訴えを提起するとともに、沖縄県知事の許可を受けることなく、岩礁破碎等行為をしてはならないとの仮処分命令を求める申立て。

【出典：名護市 HP「名護市市民便利帳」＞基地関連＞普天間飛行場移設問題＞普天間経緯（2014年1月～2015年12月）及び同「普天間経緯（2016年1月～）」（抽出）及び沖縄県 HP「基地＞普天間問題＞知事公室辺野古新基地建設問題対策課」 「新着情報」等から追加して作成。H. 29. 11. 23】



【出典：産経ニュース(2015/3/23)】

2 福岡高裁那覇支部判決骨子（平成 28 年 9 月 16 日）

「

平成 28 年(行ケ)第 3 号 地方自治法 251 条の 7 第 1 項の規定に基づく不作為の
違法確認請求事件

判 決 骨 子

1 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、普天間飛行場代替施設を辺野古沿岸域に建設するために受けていた公有水面埋立ての承認の取消しを取り消すよう求めた是正の指示に従わないのは違法であるとして、その不作為の違法の確認を求めた事案である。

2 当裁判所の判断

- (1) 知事が公有水面埋立承認処分を取り消すには、承認処分に裁量権の逸脱・濫用による違法があることを要し、その違法性の判断について知事に裁量は存しないので、取消処分の違法性を判断するに当たっては、承認処分の上記違法性の有無が審理対象となる。
- (2) 公有水面埋立法（以下、「法」という。）4 条 1 項 1 号要件の審査対象に国防・外交上の事項は含まれるが、これらは地方自治法等に照らしても、国の本来的任務に属する事項であるから、国の判断に不合理な点がない限り尊重されるべきである。
- (3) 普天間飛行場の被害を除去するには本件埋立てを行うしかないこと、これにより県全体としては基地負担が軽減されることからすると、本件埋立てに伴う不利益や基地の整理縮小を求める沖縄の民意を考慮したとしても、法 4 条 1 項 1 号要件を欠くと認めるには至らない。
- (4) 承認時点では、十分な予測や対策を決定することが困難な場合は引き続き専門家の助言の下に対策を講じることも許されるなどの点に照らすと法 4 条 1 項 2 号要件を欠くと認めるには至らない。
- (5) よって、承認処分における要件審査に裁量権の逸脱・濫用があるとは言えず、承認処分は違法であるとは言えない。仮に、承認処分の裁量権の範囲内

であってもその要件を充足していないという不当があれば取り消せると解したとしても、承認処分に不当があると認めるには至らないし、仮に不当があるとしても、知事の裁量の範囲内で埋立ての必要を埋立てによる不利益が上回ったに過ぎず、承認を取り消すべき公益上の必要がそれを取り消すことによる不利益に比べて明らかに優越しているとはいえないなど、承認処分を取り消すことは許されない。よって、被告の取消処分は違法である。

(6) その他、被告がする是正の指示が違法であるとの主張は、その前提とする地方自治法の解釈が失当である。

(7) 遅くとも本件訴え提起時には、是正の指示による措置を講じるのに相当の期間は経過しており、被告の不作为は違法となった。また、地方自治法の趣旨及び前件和解の趣旨から、被告は自ら是正の指示の取消訴訟を提起するべきであった。

以上
」

【出典：沖縄県 HP「基地 > 普天間問題 > 知事公室辺野古新基地建設問題対策課」「新着情報」「平成 28 年 9 月 16 日 不作为の違法確認訴訟について、福岡高裁那覇支部から判決言渡しがありました。」「判決骨子】

3 上告制限と沖縄県の上告理由

3.1 上告の制限規定

最高裁へ上告は、1996 年の上訴制度の改革で、制限規定が設けられ、上告理由は憲法違反（民訴 312 条 1 項）と重大な手続法違反（「絶対的上告理由」。民訴 312 条 2 項）に限定され、従前の法令違反による上告は認められないことになった。

ただし、「原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」については、最高裁判所が裁量的に、決定で事件を受理することができる（上告受理申立手続。民訴 318 条）。つまり、上告手続は、上告提起手続と上告受理申立手続との二つに峻別されたのである。

その背景としては、憲法判断および法令解釈の統一という重大な職責を担う最高裁判所が、実質的に上告理由のない夥しい上告事件の処理に忙殺され、本来の機能を十分に果たせない状態となっていたことがある（波多野雅子「上告審における口頭弁論の意義」（2005 年、松山大学論集第 17 巻第 4 号））

今回の上告に当たっても、沖縄県はこの 2 つの上告手続にのっとり、2016 年 10 月 3 日、上告理由書と上告受理申立理由書の双方を提出した。以下、その内容を略述。

3.2 沖縄県の上告理由書（憲法違反）

沖縄県は、原判決には次の点で、憲法の解釈を誤った違法があると主張した。

- ① 具体的な根拠法がなく条約のみによって辺野古新基地建設を行うことは憲法 41 条及び 92 条に違反する。米軍新基地建設は、憲法第 41 条により根拠となる法律が必要であり、辺野古新基地の建設の根拠となる条約として示した日米地位協定は、単に、アメリカ合衆国が我が国の基地の使用を許されるとしただけの抽象的なものに過ぎない。
- ② 沖縄県民の圧倒的な反対の民意を制圧し、歴史的に過酷な米軍基地の過重負担にあえいできた沖縄県に米軍新基地建設を強行することは憲法第 92 条によって保障された「地方自治の本旨」（沖縄県の自治権）を侵害する。

3.3 沖縄県の上告受理申立理由書（最高裁判所の判例違反その他の法令解釈に関する重要な事項）

沖縄県の上告受理申立理由書の構成は、以下のとおりであるが、このうち、上告受理申立の理由は、第 3 以下で述べられている。

- 第 1 はじめに
- 第 2 事実経過の概略
- 第 3 行政処分 of 職権取消にかかる原判決の法解釈の誤り
- 第 4 「裁量内違法」という矛盾概念を原審裁判所が創作することにより判断代置で不当の判断をしたことについての原判決の法解釈の誤り
- 第 5 本訴訟における審理の対象または本件埋立承認取消（職権取消処分）の適法性についての司法審査の手法に関する原判決の法解釈の誤り
- 第 6 1 号要件の要件についての原判決の法解釈の誤り
- 第 7 2 号要件に関する原判決の解釈の誤り
- 第 8 地方自治法第 245 条の 7 に基づく「是正の指示」をなしうる場合についての原判決の法解釈の誤り
- 第 9 同法 251 条の 7 における「相当の期間」「不作為の違法」についての原判決の法解釈の誤り

2016 年 12 月 12 日、最高裁（第 2 小法廷）は、これらの申立理由のうち第 3 の 1（「不当又は公益目的違反の瑕疵があるに過ぎない場合には取消権の発生は認められない。」との法解釈の誤り）、第 6、第 7、第 8 及び第 9 のみを受理する決定を行った（それらについての沖縄県の主張については、資料 6 参照）。

4 最高裁判決と翁長知事のコメント

4.1 最高裁の判決（2016 年 12 月 12 日）

最高裁判所には、長官を含む 15 人の裁判官全員で構成する大法廷（定足数 9 人）と 5

人の裁判官で構成する3つの小法廷（定足数3人）があるが、小法廷で審理するすべての事件の中で、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するときには、事件を大法廷に移して審理、裁判をすることとされている。

また、最高裁は、上告状、上告理由書、答弁書その他の書類により、上告を理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができることとされている（民訴法319条）。

2016年12月12日、最高裁は、小法廷で、しかも、口頭弁論も経ないで憲法違反を主張した沖縄県の上告を棄却した。すなわち、法律によらないで辺野古新基地建設を行うことは憲法41条及び92条に、また、沖縄県民の意思を無視した辺野古新基地建設は沖縄の自治権侵害であり、憲法92条に違反する旨の同県の上告は退けられた。

4.2 最高裁の判決（2016年12月20日）

2016年12月12日、最高裁は、沖縄県の上告受理申立理由書のうち、第3の1（「不当又は公益目的違反の瑕疵があるに過ぎない場合には取消権の発生は認められない。」との法解釈の誤り）、第6（1号要件の要件についての原判決の法解釈の誤り）、第7（2号要件に関する原判決の解釈の誤り）、第8（地方自治法第245条の7に基づく「是正の指示」をなしうる場合についての原判決の法解釈の誤り）及び第9（地自法251条の7における「相当の期間」「不作為の違法」についての原判決の法解釈の誤り）以外の部分は重要でないとして、それらのみを受理する決定を行っていたが、同12月20日、これらについての判決を言い渡した。その内容は、次のとおり。

（1）第3の1（「不当又は公益目的違反の瑕疵があるに過ぎない場合には取消権の発生は認められない。」との法解釈の誤り）

行政庁の処分を瑕疵あることを理由に当該行政庁が職権で取り消した場合においては、この点に関する裁判所の審理判断は、当該処分がされた時点における事情に照らし、当該処分に違法又は不当（以下「違法等」という。）があると認められるか否かとの観点から行われるべきものであり、そのような違法等があると認められないときには、行政庁が当該処分に違法等があることを理由としてこれを職権により取り消すことは許されず、その取消しは違法となる。

（2）第6（1号要件の要件についての原判決の法解釈の誤り）

第1号要件の審査に当たっては、埋立ての目的及び埋立地の用途に係る必要性及び公共性の有無や程度に加え、埋立てを実施することにより得られる国土利用上の効用、埋立てを実施することにより失われる国土利用上の効用等の諸般の事情を総合的に考慮することが不可欠であるが、当該埋立てや埋立地の用途が当該公有水面の利用方法として最も適正かつ合理的なものであることまでが求められるものではない。

前知事は、同飛行場の使用状況や、同飛行場の返還及び代替施設の設置に関する我が国と米国との間の交渉経過等を踏まえた上で、騒音被害等により同飛行場の周辺住民の生活に深刻な影響が生じていることや、同飛行場の危険性の除去が喫緊の課題であることを前提に、①本件新施設等の面積や埋立面積が同飛行場の施設面積と比較して相当程度縮小されること、②沿岸域を埋め立てて滑走路延長線上を海域とすることにより航空機が住宅地の上空を飛行することが回避されること及び本件新施設等が既に米軍に提供されているキャンプ・シュワブの一部を利用して設置されるものであること等に照らし、埋立ての規模及び位置が適正かつ合理的であるなどとして、本件埋立事業が第 1 号要件に適合すると判断しており、その判断が事実の基礎を欠くものであることや、その内容が社会通念に照らし明らかに妥当性を欠くものであるという事情は認められない。

(3) 第 7 (2 号要件に関する原判決の解釈の誤り)

裁判所が、公有水面の埋立てが第 2 号要件に適合するとした都道府県知事の判断に違法等があるか否かを審査するに当たっては、専門技術的な知見に基づいてされた上記都道府県知事の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。

本件埋立事業が第 2 号要件に適合するか否かは沖縄県が定めた審査基準に基づいて検討されているところ、この審査基準に特段不合理な点があることはうかがわれない。また、前知事は、関係市町村長及び関係機関からの回答内容や沖縄防衛局からの回答内容を踏まえた上で、本件埋立事業が第 2 号要件に適合するか否かを専門技術的な知見に基づいて審査し、①護岸その他の工作物の施工、②埋立てに用いる土砂等の性質への対応、③埋立土砂等の採取、運搬及び投入、④埋立てによる水面の陸地化において、現段階で採り得ると考えられる工法、環境保全措置及び対策が講じられており、更に災害防止にも十分配慮されているとして、第 2 号要件に適合すると判断しており、その判断過程及び判断内容に特段不合理な点があることはうかがわれない。したがって、本件埋立事業が第 2 号要件に適合するとした前知事の判断に違法等があるということとはできない。

(4) 第 8 (地方自治法第 245 条の 7 に基づく「是正の指示」をなしうる場合についての原判決の法解釈の誤り)

被上告人は公有水面埋立法を所管する大臣であり、公有水面埋立法に基づく都道府県知事による埋立ての承認は法定受託事務であるところ、前記のとおり、本件埋立承認取消しが法令の規定に違反しているのであるから、被上告人は、沖縄県に対し、これを是正するために講ずべき措置に関し必要な指示をすることができる。

したがって、本件指示は適法であり、上告人は本件指示に係る措置として本件埋立承認取消しを取り消す義務を負う。

(5) 第9（地自法 251 条の 7 における「相当の期間」「不作為の違法」についての原判決の法解釈の誤り）

本件指示の対象とされた法定受託事務の処理は、上告人が本件埋立承認を職権で取り消したことであり、また、本件指示に係る措置の内容は本件埋立承認取消しを取り消すという上告人の意思表示を求めるものである。これに加え、被上告人が平成 27 年 11 月に提起した前件訴訟においても本件埋立承認取消しの適否が問題とされていたことなど本件の事実経過を勘案すると、本件指示がされた日の 1 週間後である同 28 年 3 月 23 日の経過により、同項にいう相当の期間が経過したものと認められる。

また、本件において、上記の期間が経過したにもかかわらず上告人が本件指示に係る措置を講じないことが許容される根拠は見だし難いから、上告人が本件埋立承認取消しを取り消さないことは違法であるといわざるを得ない。したがって、上告人が本件指示に係る措置として本件埋立承認取消しを取り消さないことは、地方自治法 251 条の 7 第 1 項にいう不作為の違法に当たる。

上告人は、本件埋立承認取消しを取り消していないのであるから、上告人に同項にいう不作為の違法があることは明らかであり、上告人が本件委員会決定を受けて被上告人に協議の申入れをしたことは、上記の結論を左右しない。

4.3 最高裁判決を受けた翁長知事のコメント

不作為の違法確認訴訟における福岡高等裁判所那覇支部の判決を不服として、去る 9 月 23 日に行った上告受理の申立てについて、本日、最高裁判所において、上告を棄却するとの判決がなされました。

最高裁判所には、法の番人として、少なくとも充実した審理を経た上で判断をしていただけるものと期待しておりましたが、あたかも前知事の埋立承認が全てであるかのような判断を示し、また、是正の指示についても、それを制限する定めがないことを理由に、無制限に地方自治体への関与を認め、国と地方を対等・協力の関係とした地方自治法の視点が欠落した判断を示し、結果として問題点の多い高裁判決の結論を容認しました。

このような判断を最高裁判所が行ったことについては、深く失望し、憂慮しております。

私は、知事に就任して以来、政府に対して「辺野古が唯一の解決策である」という固定観念を捨て去り、辺野古新基地建設に反対する多くの沖縄県民の声に耳を傾けていただきたいと求めてまいりました。

今回、最高裁判所は、福岡高等裁判所那覇支部とは異なり「辺野古が唯一」との認定を行うことはありませんでした。

改めて申し上げるまでもなく、県民の理解が得られない新基地建設を進めることは絶対に許されません。

過去、沖縄は、日本の独立と引き替えにアメリカの施政権下に置かれました。日本国憲法が適用されなかった米軍統治下時代、苛烈を極めた米軍との自治権獲得闘争を、粘り強く闘ってきた沖縄県民は、日米両政府が辺野古新基地建設を断念するまで戦い抜くものと信じております。

私は、今後も、県民とともに、辺野古に新基地は造らせないという公約実現に向け、全力で取り組んでまいります。

引き続き、県民の皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 12 月 20 日

沖縄県知事翁長雄志

【出典：沖縄県 HP「基地 > 普天間問題 > 知事公室辺野古新基地建設問題対策課」
H.29.3.20】

5 関係法令規定

5.1 地方自治法（抜粋）

（是正の指示）

第 245 条の 7 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

（以下、略）

（国の関与に関する審査の申出）

第 250 条の 13 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの（次に掲げるものを除く。注：省略）に不服があるときは、委員会（注：国地方係争処理委員会。以下、同じ）に対し、当該国の関与を行つた国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

（審査及び勧告）

第 250 条の 14 省略（自治事務に関する国の関与についての審査の申出）

- 2 委員会は、法定受託事務に関する国の関与について前条第一項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、相手方である国の行政庁の行つた国の関与が違法でないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び当該国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該国の行政庁の行つた国の関与が違法であると認めるときは、当該国の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 3 以下、省略。

5.2 公有水面埋立法（抜粋）

第1条 本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ

2 公有水面ノ干拓ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ埋立ト看做ス

3 （省略）

第4条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ

一 国土利用上適正且合理的ナルコト

二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト

三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

四 埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト

五 第二条第三項第四号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト

六 出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト

第42条 国ニ於テ埋立ヲ為サムトスルトキハ当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ

(次回討論資料)

東京新聞記事「住宅地は金土日のみ 新宿区が初、民泊営業条例案」(2017年11月16日)

一般の住宅に旅行者を有料で泊める「民泊」を全国的に解禁する住宅宿泊事業法（民泊新法）が来年六月に施行されるのを前に、東京都新宿区は十五日、住居専用地域で月曜から木曜日までの営業を禁止する独自の規制案の骨子をまとめた。騒音など環境の悪化を懸念する住民感情に配慮した内容で、営業が認められる曜日など具体的な規制案をまとめた自治体は全国初。二十九日開会の区議会に関連条例案を提出する。

新法は、旅館業法に基づいた許可を受けて営業するか、大田区など地域限定で規制緩和された特区に限り認められていた民泊を、年間百八十日を上限に、誰でも、どこでも営業できるようにする。一方で近隣の住環境の悪化などが心配される場合は、自治体の判断で「上乗せ規制」ができる。

これを受け、新宿区の「民泊事業の適正な運営に関する条例」案には、住居専用地域での規制に加え、民泊営業の届け出七日前までに近隣住民に対し書類で通知することや、苦情の対応記録を作成し三年間保存することなどを定めた。

都庁や歌舞伎町など、外国人に人気のある観光スポットを抱える新宿区には、二十三区最多の四千件以上の民泊物件があるとされる。多くが許可を得ていない違法民泊。区によると苦情は二〇一五年度から急増し、本年度は十月末時点で、既に昨年度一年間を上回る二百六十件に上っている。

苦情は、スーツケースを引く騒音、ごみの回収日・分別を守らないといったものが多く、七〜八割はマンションなど共同住宅。区は昨年十月から住民や有識者らによる検討会議で「都市部の実情に合った民泊ルール」の検討を重ね、区面積の34%を占め、現行法では旅館やホテルが営業できない住居専用地域での規制強化を決めた。

吉住健一区長は「民泊ビジネスの影で不安やごみ、音の問題が起き、社会問題化してルールをつくらなくちゃいけない。その入り口できちんと日本のルールを理解してもらえるようにしたい」と語った。

◆東京観光人気 各区対策急ぐ

昨年一月から特区による民泊営業が始まった大田区でも、二十九日開会の区議会に、住居専用地域、工業専用地域、工業地域（合計で区の面積の27%）で、民泊の全面禁止を目指す条例案を提出する構えだ。区の担当者は「近隣住民とのトラブルを抑制してきた実績を踏まえた」と話す。

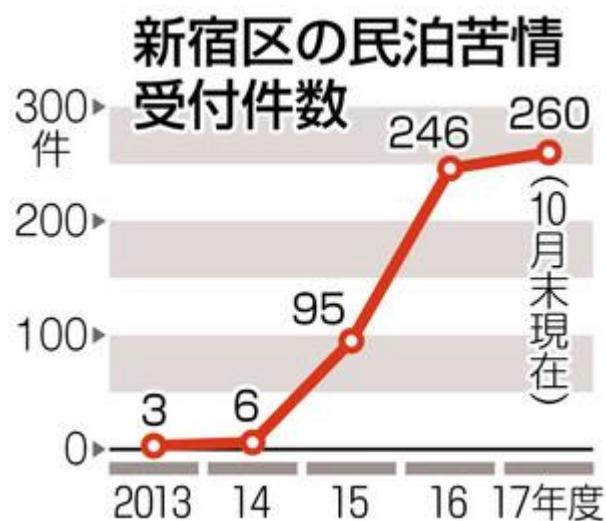
上野、浅草の観光地を抱える台東区は、検討会議を九月に設置した。昨年四月には、改正区旅館業法施行条例で、カプセルホテルなどの「簡易宿所」にフロントの設置を義務付け、マンションの空き部屋などでは事実上、民泊が営業できないようにしている。

民泊仲介大手サイト「エアビーアンドビー」の民泊物件を分析する「エアビーデータバンク」によると、都内の民泊物件は約一万九千件。新宿（約四千百件）、渋谷（約二千二百件）、台東（約千六百件）、豊島（約千四百件）、港（約千三百件）の五区が約半数を占める。（増井のぞみ）

【新宿区民泊条例案の骨子】

- 住居専用地域（区の面積の３４％）では、月一木曜日まで民泊営業ができない
- 近隣住民に対し書面で民泊営業を周知する
- 区は、民泊事業者（家主と管理会社）の名称や連絡先を公表する。ただし個人事業者の場合、プライバシーに配慮する
- 宿泊者は、住宅利用に当たって生活環境の悪化を防ぐ責務がある
- 民泊事業者は、苦情の対応記録を作成し３年間保存

（東京新聞）



【出典：2017年11月16日付東京新聞記事】